

新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発1031 第2号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

■検査実施料が新設された検査項目

「保医発1031 第2号」 適用日 令和7年11月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
赤痢アメーバ抗体定性	223点	免疫学的 検査 144点	「D012」 感染症免疫 学的検査 「49」	(62)赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性かつアメーバ性大腸炎を疑う場合であって、ELISA法により血清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療において1回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原定性の所定点数を準用して算定する。

※ 現時点では、検査を受託することはできません。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。